

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS</p> <p style="text-align: center;">生産情報公表養殖魚 0416 : 2019</p> <p style="text-align: center;">Cultivated fish with production details</p> <p>1 適用範囲 この規格は、<u>生産情報公表養殖魚</u>の生産の方法について規定する。</p> <p>2 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>2.1 生産情報 養殖魚の生産に係る次の情報。</p> <p>a) <u>養殖業者（2.2）の氏名又は名称、住所及び連絡先〔認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者（2.2）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日〕</u></p> <p>b) <u>養殖場の所在地</u></p> <p>c) <u>養殖魚の水揚げの年月日</u></p> <p>d) <u>種苗の種類（2.3）</u></p> <p>e) <u>種苗が漁獲された年月日及び場所〔種苗の種類（2.3）が天然種苗（2.4）である場合に限る。〕</u></p> <p>f) <u>養殖業者（2.2）が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</u></p> <p>g) <u>養殖業者（2.2）が使用した動物用医薬品〔種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。〕の薬効別分類及び名称</u></p> <p>h) <u>養殖に使用された漁網防汚剤（2.6）の名称</u></p> <p>2.2 養殖業者 <u>養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするもの。</u></p> <p>2.3 種苗の種類 <u>天然種苗（2.4）又は人工種苗（2.5）の別。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>生産情報公表養殖魚の日本農林規格</u></p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この規格は、<u>生産情報公表養殖魚</u>の生産の方法について<u>の基準等を定めることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">生産情報</td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。</u></p> <p>(1) <u>養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日）</u></p> <p>(2) <u>養殖場の所在地</u></p> <p>(3) <u>養殖魚の水揚げの年月日</u></p> <p>(4) <u>種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(5) <u>種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。）</u></p> <p>(6) <u>養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</u></p> <p>(7) <u>養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	生産情報	<p><u>養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。</u></p> <p>(1) <u>養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日）</u></p> <p>(2) <u>養殖場の所在地</u></p> <p>(3) <u>養殖魚の水揚げの年月日</u></p> <p>(4) <u>種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(5) <u>種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。）</u></p> <p>(6) <u>養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</u></p> <p>(7) <u>養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称</u></p>
用語	定義				
生産情報	<p><u>養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。</u></p> <p>(1) <u>養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日）</u></p> <p>(2) <u>養殖場の所在地</u></p> <p>(3) <u>養殖魚の水揚げの年月日</u></p> <p>(4) <u>種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(5) <u>種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。）</u></p> <p>(6) <u>養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</u></p> <p>(7) <u>養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称</u></p>				

2.4

天然種苗

自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗。

2.5

人工種苗

天然種苗（2.4）以外の種苗。

2.6

漁網防汚剤

いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材。

2.7

生産情報公表養殖魚

簡条3及び簡条4の要求事項に適合する養殖魚。

2.8

識別番号

同一の生産情報（2.1）を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるもの。

3 生産の方法

生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実に即して公表していることとする。

4 表示

4.1 表示事項

表示事項については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次の事項を表示していなければならない。ただし、b)にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実^に即して表示されている場合には、省略することができる。

a) 識別番号

b) 生産情報の公表の方法

4.2 表示の方法

表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

a) **名称** 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表養殖魚”と記載しなければならない。

b) **識別番号** 識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

c) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい

(8) 養殖に使用された漁網防汚剤（いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材をいう。）の名称

生産情報公表養殖魚 次条及び第4条の規格に適合する養殖魚をいう。

識別番号 同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であつて、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるものをいう。

(生産情報公表養殖魚の規格)

第3条 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実に即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表養殖魚の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実 ^に 即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と記載すること。 (2) 識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記

<p><u>箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。</u></p> <p>4.3 表示禁止事項</p> <p><u>表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、4.1に規定する事項及び箇条3の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。</u></p>	<p><u>載してあること。</u></p> <p>(3) <u>生産情報の公表の方法</u></p> <p><u>ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</u></p>
<p>表示禁止事項</p>	<p><u>食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</u></p>